なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。申請書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出できるが、この場合、申請書提出時に国土交通大臣認定を受けるための申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑻　特定建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加者から技術提案書の提出、技術提案のプレゼンテーション及び技術提案確認協議後に、最終技術提案書（技術提案確認協議後に定まった技術提案書）、最終技術提案（技術提案確認協議後に定まった技術提案）に基づく入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

その概要を以下に示すが、詳細については、入札説明書によるものとする。

⑵　技術提案及び入札書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した技術資料（以下「技術資料」という。）を添付した申請書の提出により、予め競争参加資格の確認を受け、技術提案書の提出要請がある場合のみ技術提案書を提出し、技術提案確認協議実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書（内容の変更を希望しない場合など、当初提出の技術提案書を変更しない場合であっても、最終技術提案書として再度提出する。）及び入札書を提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目及び内容について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案のプレゼンテーション及び技術提案確認協議に参加しなかった場合、提出された最終技術提案書に１項目でも提案が無かった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とし、入札参加者として選定しない。なお、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。

①　工程計画
・工程計画、工程管理手法

②　安全管理
・労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための計画

③　設計上の課題
・設計手法
・技術検証の内容と検証方法

④　地中拡幅部の施工時の課題
・施工時の地山の安定性を考慮した施工段階ごとの構造（褄壁部等含む）の安全性確保の手法
・施工時の地表面及び地下水への影響対策手法及びその管理手法
・施工時の品質管理等、その他の留意点とその対応方法

⑤　地中拡幅の維持管理の課題
・完成時覆工及び褄壁部の構造安定性確保の手法（常時・地震時）
・長期的な耐久性向上の手法
・完成時の遮水構造

⑥　シールドトンネルの施工時の課題
・施工時の低土被り部の影響対策

⑦　シールドトンネルの維持管理の課題
・完成時の遮水構造

⑷　技術提案の評価基準及び評価指標

ⅰ　評価基準　下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価、及び採否の判定

ⅱ　評価指標　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

・優：設計図書及び法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や施工の確実性・安全性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

・良上：「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

・良：設計図書及び法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や施工の確実性・安全性が認められる内容のもの。

・良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

・可：設計図書及び法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も施工の確実性・安全性も認められない内容のもの。

・不可（不適格）：設計図書及び法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑸　技術評価点の付与方法　技術提案の技術評価点は評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可の評価・判定を行い、評価・判定結果に応じて下記のとおり技術評価点を付与する。

①　工程計画　技術評価点（10点）：優10点、良上7.5点、良５点、良下2.5点、可０点、不可（不適格）

②　安全管理　技術評価点（10点）：優10点、良上7.5点、良５点、良下2.5点、可０点、不可（不適格）

③　設計上の課題　技術評価点（20点）：優20点、良上15点、良10点、良下５点、可０点、不可（不適格）

④　地中拡幅部の施工時の課題　技術評価点（20点）：優20点、良上15点、良10点、良下５点、可０点、不可（不適格）

⑤　地中拡幅の維持管理の課題　技術評価点（20点）：優20点、良上15点、良10点、良下５点、可０点、不可（不適格）

⑥　シールドトンネルの施工時の課題　技術評価点（10点）：優10点、良上7.5点、良５点、良下2.5点、可０点、不可（不適格）

⑦　シールドトンネルの維持管理の課題　技術評価点（10点）：優10点、良上7.5点、良５点、良下2.5点、可０点、不可（不適格）

⑹　入札参加者の選定方法　最終技術提案の内容により、最大（満点）100点の技術評価点を付与し、技術評価点50点以上の者を入札参加者として選定する。